

羽島市告示第52号

羽島市スポーツ指導者紹介制度要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

羽島市長 松井 聡

羽島市スポーツ指導者紹介制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種スポーツ・レクリエーションの指導者を登録し、依頼に応じた適切な指導者を紹介することにより、スポーツの振興と健康増進を図るため、羽島市（以下「市」という。）が実施する羽島市スポーツ指導者紹介制度（以下「紹介制度」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 紹介制度に関する市の業務は次のとおりとする。

- (1) スポーツ指導者の登録及び紹介に関すること。
- (2) その他紹介制度に必要な事項に関すること。

(スポーツ指導者の登録要件)

第3条 スポーツ指導者の登録の対象となる者は、活動に適した健康状態であり、市内に在住又は在勤している18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者等の資格を有する（取得見込みを含む。）者
 - (2) 公益財団法人日本レクリエーション協会の公認指導者等の資格を有する（取得見込みを含む。）者
 - (3) 公益財団法人日本パラスポーツ協会の公認スポーツ指導者等の資格を有する（取得見込みを含む。）者
 - (4) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体の指導者等の資格を有する（取得見込みを含む。）者
 - (5) その他スポーツに関する専門的知識又は指導歴を有し、市長が適当と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、スポーツ指導者の登録を希望する者が次の各号のい

れかに該当する場合は、当該登録の対象としないものとする。

- (1) 羽島市暴力団排除条例（平成24年羽島市条例第10号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員である者、又はそれらと関係がある者
- (2) 過去5年の間に禁錮以上の刑に処せられた者又は当該刑の執行が終了していない者
- (3) 過去5年の間に、暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用、その他スポーツ指導者として不適切な行為を行っていた者
(スポーツ指導者の登録申請)

第4条 スポーツ指導者への登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、羽島市スポーツ指導者登録申請書（別記第1号様式。以下「登録申請書」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、資格を有する者は、資格を証明するものの写しを添付するものとする。

- 2 市長は、前項の申請による登録の承認又は不承認を決定し、羽島市スポーツ指導者登録承認・不承認決定通知書（別記第2号様式。以下「登録承認・不承認決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、登録することが適当と認められた者（以下「登録指導者」という。）について、羽島市スポーツ指導者登録簿（別記第3号様式。以下「登録簿」という。）へ登録するものとする。

（登録期間及び更新）

第5条 登録指導者の登録期間は、登録した日から5年経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 前条の規定により登録された登録指導者であって、登録の更新を希望する者（以下「更新申請者」という。）は、登録期間満了日までに、登録申請書を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項に基づく申請の審査にあたり、登録指導者又はその登録指導者と密接な関連性を有する団体等に対し、申請についての説明又は第3条第1項に定める要件を満たしたことが確認できる書類の提出を求め、若しくは現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。
- 4 市長は、前項の調査結果を踏まえ、登録の更新の承認又は不承認を決定し、登録承認・不承認決定通知書により、更新申請者に通知するものとする。

(登録の変更)

第6条 第4条及び第5条の規定により登録された登録指導者は、登録事項に変更があった場合は、羽島市スポーツ指導者登録変更届（別記第4号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出内容による登録変更の受理又は不受理を決定し、羽島市スポーツ指導者登録変更届の受理について（別記第5号様式）により、届出者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第7条 第4条及び第5条の規定により登録された登録指導者は、登録の抹消を希望する場合は、羽島市スポーツ指導者登録抹消届（別記第6号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録指導者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該登録指導者の登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 登録事項が事実と反することが判明したとき。
- (4) 登録指導者の立場を利用し、政治活動及び宗教活動を行ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他反人道的言動又は反社会的行為等の倫理に反する行為を行ったとき。

2 市長は、前項の規定により登録指導者の登録を取り消したときは、羽島市スポーツ指導者登録取消通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

(登録情報の管理)

第9条 市長は、登録指導者の個人情報をスポーツ指導者の紹介以外の目的のために使用又は提供してはならない。

2 市長は、第3条第2項の事由を確認する必要がある場合に、登録指導者の情報を岐阜県警察本部に照会することができる。

(紹介対象となる団体)

第10条 登録指導者の紹介の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次のいずれかの団体とする。

- (1) 羽島市総合型地域スポーツクラブ

- (2) 市内の小中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学、幼稚園、保育園又は認定こども園
 - (3) 国又は地方公共団体
 - (4) 市内の社会教育関係団体
 - (5) 市を所轄庁とする社会福祉法人
 - (6) 市内の自治会又は市内のコミュニティセンター指定管理者
- (紹介の依頼)

第11条 登録指導者の紹介を依頼する対象団体（以下「依頼者」という。）は、指導を希望する期日の1月前までに、羽島市スポーツ指導者紹介依頼書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る登録指導者の紹介の承諾・不承諾を決定し、羽島市スポーツ指導者情報提供決定通知書（別記第9号様式）により、依頼者に通知するものとする。

3 依頼者は、登録指導者の情報提供を受けてから1月以内に、羽島市スポーツ指導者紹介結果報告書（別記第10号様式）により、採用結果を市長に報告しなければならない。

(免責)

第12条 登録指導者の指導方法、謝金等の採用条件については、依頼者と登録指導者の間で合意するものとし、依頼者及び登録指導者の行った行為によって生じた損害について、市は責任を負わないものとする。

(庶務)

第13条 紹介制度に関する事務は、市民協働部スポーツ推進課において行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年3月30日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係・第5条関係）

年 月 日

羽島市スポーツ指導者登録申請書

（あて先） 羽島市長

以下のとおり羽島市スポーツ指導者紹介制度要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項（第5条第2項）の規定により、スポーツ指導者の登録（新規・更新）を申請します。

ふりがな		性別	
氏名			
住所	(〒 -)		
生年月日	西暦 年 月 日 (才)		
電話番号		FAX番号	
		携帯電話	
E-mail			
所属団体			
勤務先 (在住でない場合のみ)	名称・所在地		

指導種目	登録の種類	要綱第3条 □第1号 □第2号 □第3号 □第4号 □第5号 (複数該当可)	対象者	□未就学児 □小・中学生 □高校生 □一般 □高齢者 □全般 (複数選択可)
現在の所有資格 (取得見込み含む)				
競技実績				
指導歴				
自己PR				
備考	次の事項について確認のうえ、□にレ点を記入してください。 □以下のことについて、承諾します。 ・ 網掛け項目の情報を、ホームページに公開すること。 ・ 電話番号を、登録指導者の情報提供を決定した場合に、依頼者に提供すること。 □要綱第3条第2項に該当していません。 □その他、要綱に定める事項に同意及び順守します。			

健康状態の申告書

質問	回答
医師から運動を禁止されていますか。 (禁止されている場合、その理由)	<input type="checkbox"/> いいえ・ <input type="checkbox"/> はい ()
既往歴はありますか。 (ある場合、その病名等)	<input type="checkbox"/> なし ・ <input type="checkbox"/> あり ()
最近の自覚症状はありますか。 (ある場合、その症状)	<input type="checkbox"/> なし ・ <input type="checkbox"/> あり ()
直近の健康診断の時期はいつ頃ですか。	年 月頃・ <input type="checkbox"/> 未受診又は不明
直近の健康診断における異常はありましたか。 (ある場合は異常内容)	<input type="checkbox"/> なし ・ <input type="checkbox"/> あり ()
スポーツ指導者として活動するにあたり、適した健康状態ですか。	<input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ
スポーツ指導者として活動するにあたり、配慮する事項がありましたら、ご記入ください。	

第2号様式（第4条関係・第5条関係）

第 号
年 月 日

様

羽島市長

羽島市スポーツ指導者登録承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった羽島市スポーツ指導者登録については、下記のとおり決定したので、羽島市スポーツ指導者紹介制度要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項（第5条第4項）の規定により通知します。

記

スポーツ指導者 登 録	承認 ・ 不承認
登 録 の 種 別	要綱第3条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号
不 承 認 の 理 由	
登 録 日	年 月 日
登 録 期 間	年 月 日 ～ 年 3月31日

第4号様式（第6条関係）

羽島市スポーツ指導者登録変更届

年 月 日

（あて先）
羽島市長

申請者 氏 名
住 所
連絡先

羽島市スポーツ指導者登録について、下記の理由により登録内容を変更したいので、羽島市スポーツ指導者紹介制度要綱第6条の規定により届出します。

記

1. 変更事項及びその理由

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

羽島市長

羽島市スポーツ指導者登録変更届の受理について

年 月 日付けで届出のあった羽島市スポーツ指導者登録変更については、羽島市スポーツ指導者紹介制度要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

スポーツ指導者 登録変更届	受理 ・ 不受理
変更後の 登録の種別	要綱第3条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号
不受理の理由	

第6号様式（第7条関係）

羽島市スポーツ指導者登録抹消届

年 月 日

（あて先）
羽島市長

申請者 氏 名
住 所
連絡先

羽島市スポーツ指導者登録について、下記の理由により登録を抹消したいので、羽島市スポーツ指導者紹介制度要綱第7条の規定により届出します。

記

1. 抹消理由

第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

羽島市長

羽島市スポーツ指導者登録取消通知書

羽島市スポーツ指導者紹介制度要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり登録指導者の登録を取り消したことを通知します。

記

取消年月日	年 月 日
取消対象登録	要綱第3条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号
取消の理由	

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、羽島市長に対して審査請求をすることができます。

第8号様式（第11条関係）

羽島市スポーツ指導者紹介依頼書

年 月 日

(あて先)
羽島市長

依頼者 団体名
代表者氏名
住 所
連 絡 先

登録指導者の情報提供を受けたいため、羽島市スポーツ指導者紹介制度要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項の規定に基づき、申請します。
なお、申請にあたり、下記事項について厳守し、承諾します。

記

- ・依頼者は、登録指導者の情報を本業務の遂行の目的以外に使用又は第三者に提示若しくは漏洩してはならないものとし、このために必要な措置を講ずる。
- ・依頼者は、登録指導者の情報提供を受けてから1月以内に、採用結果を羽島市に報告する。
- ・指導方法及び謝金等の採用条件については、登録指導者と依頼者との間で合意するものとし、登録指導者及び依頼者の行った行為によって生じた損害について、理由の如何を問わず、市に対し損害賠償を求めない。
- ・後日、市の求めに応じて、採用した登録指導者の指導内容及び指導感想等の情報を提供する。

希望する指導者の条件

指 導 種 目	
登 録 の 種 別	要綱第3条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号
対 象 者	<input type="checkbox"/> 未就学児 <input type="checkbox"/> 小・中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 全般

第 号
年 月 日

様

羽島市長

羽島市スポーツ指導者情報提供決定通知書

年 月 日付で申請のあった羽島市スポーツ指導者紹介については、下記のとおり決定したので、羽島市スポーツ指導者紹介制度要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

登録指導者の紹介	<input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 不承諾
登録指導者の情報 (承諾の場合のみ)	別紙のとおり
不承諾の理由	(理由)
備考	登録指導者の情報提供を受けてから1月以内に、採用結果を報告すること。